

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成18年9月

さいたま市人事委員会



人任第600号

平成18年9月20日

さいたま市議会議長 青木一郎様

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市人事委員会

委員長 北條 神一郎

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

報 告

本委員会は、職員の労働基本権制約の代償措置としての給与勧告制度の目的を達成するため、職員給与を民間従業員の給与水準に均衡させることを基本に勧告を行うこととし、本市職員の給与の実態及び市内民間事業所の従業員の給与並びに人事院勧告の内容その他職員の給与決定に係る諸条件について調査研究を行った。

その結果を次のとおり報告する。

1 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における本市職員（技能職員及び企業職員を除く。以下同じ。）の給与の実態を把握するため、「平成18年さいたま市職員給与等実態調査」を実施した。

この調査によると、本市職員数は7,432人で、平均年齢は41.5歳、平均経験年数は19.9年であり、その平均給与月額は、給料349,405円、扶養手当9,966円、地域手当33,355円、住居手当7,820円、管理職手当10,849円、その他1,293円の合計412,688円である。

このうち、民間給与との比較対象となる行政職給料表の適用を受ける職員（消防職を除く。）は、5,099人で、平均年齢は42.8歳、平均経験年数は21.1年であり、その平均給与月額は、給料357,701円、扶養手当9,699円、地域手当34,224円、住居手当7,558円、管理職手当13,251円、その他66円の合計422,499円である。

参考資料第1表（66頁）～第8表（85頁）

2 民間給与の状況

本委員会は、人事院、埼玉県人事委員会等と共同して、市内における企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 100 事業所を対象に、「平成 18 年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、対象事業所における公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係 22 職種 3,491 人及び医療関係、教育関係等 54 職種の 555 人について、給与改定や賃金カット等の有無にかかわらず、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に実地調査した。

なお、本年は、調査対象となる民間企業の規模を従来の 100 人以上から 50 人以上に改め、調査対象従業員の範囲をスタッフ職の従業員等に拡大した。

また、各民間企業における給与改定の状況や雇用調整の実施状況等について、本年も引き続き調査を実施した。

その結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定等の状況

ア 初任給の状況

新卒者の採用を行った事業所のうち、大学卒で 79.0%、高校卒では 65.3%の事業所で、初任給は据置きとなっている。

参考資料第 10 表 (88 頁)

イ 給与改定の状況

第 1 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 16.7%（昨年 11.9%）と増加し、ベースア

ップを中止した事業所の割合は 13.7%（同 32.3%）と減少している。
一方、ベア慣行のない事業所の割合は 69.6%（同 55.8%）と増加している。

また、第 2 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 88.3%（昨年 86.5%）で、昨年に比べてやや増加している。

第 1 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベア慣行なし
	係 員	16.7	13.7	0.0
課 長 級	9.5	16.3	0.0	74.2

第 2 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇 給制度 あり	定期昇給実施				定期 昇給 停止	未 定	定期昇 給制度 なし
		増 額	減 額	変化 なし	未 定			
係 員	88.3	70.6	29.4	10.7	30.5	1.9	15.8	11.7
課 長 級	69.7	50.5	17.1	5.9	27.5	1.9	17.3	30.3

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

ウ 雇用調整の実施状況

第 3 表に示すとおり、雇用調整の実施状況をみると、平成 18 年 1 月以降に雇用調整を実施した事業所は 28.5%となっており、昨年(34.8%)より減少している。雇用調整の措置内容としては、部門の整理・部門間の配転(11.3%)、業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換(10.5%)、残業の規制(9.6%)、転籍出向(4.7%)、採用の停止・抑

制（4.2%）、賃金のカット（1.4%）の順となっている。

第3表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

措置内容	事業所割合
採用の停止・抑制	4.2
部門の整理・部門間の配転	11.3
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	10.5
転籍出向	4.7
一時帰休・休業	0.0
残業の規制	9.6
希望退職者の募集	0.0
正社員の解雇	0.0
賃金のカット	1.4
雇用調整を実施した事業所の割合	28.5

(注) 平成18年1月以降の実施状況である。措置内容は、複数回答である。

(2) 給与等の状況

ア 職種別給与

事務・技術関係職種の平均支給額は、参考資料第12表（90頁）のとおりである。

イ 初任給

新卒者（事務・技術関係職種）の本年4月の初任給月額は、大学卒196,674円、短大卒169,159円、高校卒154,932円である。

参考資料第11表（89頁）

ウ 家族手当

家族手当の支給状況は、第4表のとおりである。

第4表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,622円
配偶者と子1人	21,265円
配偶者と子2人	26,691円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 本市職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,500円、配偶者以外については、1人目及び2人目それぞれ6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

エ 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給状況は、第5表に示すとおりであり、所定内給与月額との4.44月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.45月）とおおむね均衡している。

第5表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	
	事務・技術等従業員	
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	359,118円
	上半期 (A2)	362,052円
特別給の支給額	下半期 (B1)	813,994円
	上半期 (B2)	783,998円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1} \right)$	2.27月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2} \right)$	2.17月分
	年間	4.44月分

(注) 「下半期」とは平成17年8月から平成18年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

3 職員給与と民間給与との比較

本年の本市職員の給与と民間従業員の給与との比較においては、民間従業員の給与をより広く把握し、職員給与に反映させる観点から、比較対象企業規模を従来の 100 人以上から 50 人以上に改めるとともに、公民比較について、比較対象従業員であるライン職の従業員の要件を改め、スタッフ職の従業員等を比較の対象に加えたうえで、比較における対応関係等を見直すこととした。

こうした見直しを行ったうえで、「さいたま市職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき公民較差を算出することとし、本市職員にあつては事務・技術関係職種、民間従業員にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、責任の度合、年齢等の給与決定要素が同等と認められる者同士の本年 4 月分の給与額をラスパイレス方式により比較した。

なお、この方式は、調査で得られた民間従業員の 4 月分給与を役職、年齢、学歴別等に整理し、それを本市職員の人数構成に置き換えて比較するもので、条件の違いを一切考慮しない単純平均で比較を行う場合に比べて、より実態を反映したものとなっている。

こうして算出した較差を総合したところ、第 6 表に示すとおり、本市職員の給与が民間給与を 459 円 (0.11%) 上回っていることが認められた。

第 6 表 月例給の較差

民間給与	職員給与	較差
435,398 円	435,857 円	△459 円 (△0.11%)

(注) 民間給与及び職員給与ともに本年度の新卒の採用者は含まれていない。

4 物価及び生計費

総務省統計局の本年4月における消費者物価指数は、昨年4月に比べると全国では0.4%上昇しているが、本市では0.3%下落している。

本委員会が同局の「家計調査」を基に標準生計費を算出したところ、2人世帯では195,490円、3人世帯では237,390円、4人世帯では279,310円となっている。

参考資料第18表（101頁）～第19表（102頁）

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理について報告した。

人事院の報告及び勧告においては、官民給与の比較方法の見直しを行ったうえで、本年の官民給与の比較を行った結果、公務員の月例給与と民間の月例給与はほぼ均衡しており、また、特別給（ボーナス）についても民間の年間支給割合が公務の年間支給割合とおおむね均衡していたため、月例給与及び特別給与のいずれも改定を行わないこととしている。

なお、人事院の報告及び勧告の概要は、23頁から26頁までのとおりである。

6 むすび

本市職員の給与等を決定するにあたって考慮すべき諸事情は、以上報告したとおりである。本委員会としては、これらの調査結果を職員給与に反映させるため、本年の給与改定に係る国や他の政令指定都市の動向及び給与構造の改革についての国や他の政令指定都市の実施状況等を総合的に勘案し検討を重ねた結果、本市職員の給与等について、次のように改定し、また、検討する必要があるとの結論に達した。

(1) 平成 18 年 4 月の公民較差に基づく給与の改定

給与の改定にあたっては、本市職員の給与水準と民間従業員の給与水準との均衡を図り、社会一般の情勢に適応した適正な水準を確保するという人事委員会勧告制度の趣旨を踏まえ、公民較差を解消するため、職員の給与について、次のとおり改定を行うものとする。

ア 給料表

行政職給料表については、公民較差を解消するための改正を行う必要がある。改正にあたっては、(2)で述べる給与構造の改革において給与カーブのフラット化等の給料表の見直しを実施することとしていることから、この見直し内容を踏まえ、引下げの改定を行うものとする。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、原則として行政職給料表との均衡を考慮して、改定を行うものとする。

イ 実施時期等

この改定の実施時期については、条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）からとする。

改定にあたっては、年間における本市職員の給与と民間従業員の給与との均衡を図るため、適切な調整措置を講ずるものとする。

なお、この調整は、公民較差相当額が低額であることから、本年 12 月期の期末手当又は本年度内の月例給のいずれかにおいて行うものとする。

(2) 給与構造の改革の実施

近年の社会経済情勢の変化に伴い、民間企業においては、限られた人件費を従業員の職務や成果に応じて適切に配分しようとする能力主義、成果主義等による賃金制度が浸透してきた。こうした状況の下、国は、地域間の給与配分を見直すとともに、職員の士気を確保しつつ、能率的な人事管理を推進し、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を実現するため、年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた俸給構造への転換、勤務実績のよりの的確な給与への反映等を行うことを柱とした給与構造の改革を実施した。

本委員会は、昨年「職員の給与等に関する報告及び勧告」において、本市における給与構造の改革の必要性に言及し、以来、職員の給与制度の抜本的見直しについて、様々な角度から鋭意検討を重ねてきた。その結果、給与構造の改革にあたっては、基本的には国の給与構造の改革との整合性を確保しつつ、本市の実情、他の政令指定都市の状況等を勘案し、次のとおり実施する必要があるとの結論に至った。

ア 給料表の見直し等

給料表については、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給与構造へ転換するため、次のとおり見直しを行う必要がある。

(7) 行政職給料表の見直し

a 給料表水準及び構造の見直し

給料表の水準については、国や既に給与構造の改革を実施している他の政令指定都市に準じた改定を行うものとする。改定にあたっては、給与カーブのフラット化等の給料表の見直しを図るため、若年層については給料を据置き又は引下率を抑制するとともに、中高年齢層については平均を上回る引下げを行うものとする。

b 級の再編

別々の職務の級として区分する必要性の少なくなった現行の 1 級、2 級（主事、技師等）を統合するものとする。また、局長の職務は、政令指定都市移行に伴う大幅な権限移譲等により、従来の職務を上回る職務が生じていることから、その職務を適正に評価するため、新たな職務の級（新 8 級）を設けるものとする。

c 号給構成等

現行の 1 号給あたりの昇給額では額が大きく、きめ細かい勤務実績の反映を行うことが困難であることから、現行の号給を 4 分割する。また、職務の級間で水準の重なりが大きくなっていることから、これを減少させるため在職者の実態が極めて少ない初号等の号給をカットするものとする。

d 昇格時の号給決定方法

昇格時の給与処遇を適切に確保するため、どの号給からでも一定の昇格メリットを享受できるよう、昇格前の号給の給料月額に級別の一定額を加算した額に対応する号給の給料月額に決定する方式に改める必要がある。具体的には、本委員会が、給料表別、職務の

級別に定める昇格時対応号給表によることとする。

e 再任用職員の給料月額

再任用職員の給料月額については、当該給料月額が設定されている各給料表の職務の級ごとに、同程度の水準にある再任用職員以外の職員の給料月額の改定率に準じて引き下げるものとし、号給カットにより同程度の水準にある再任用職員以外の職員の給料月額がない場合には、号給カット後の新初号の給料月額（その額が現行の再任用職員の給料月額を上回る場合は、当該給料月額）とする。

f 初任給基準の見直し

初任給基準については、かねてからその見直しについて言及してきたところである。本年の調査結果を見ても、本市の短大卒、高校卒の初任給月額は、依然として民間の水準を上回っており、また、国や他の政令指定都市に比べ高い水準である。こうしたことから、短大卒、高校卒の初任給基準について、民間の状況、国や他の政令指定都市の状況を勘案し見直しを行う必要がある。

(イ) 行政職給料表以外の給料表の見直し

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本とし、それぞれの給料表の運用実態を考慮して、見直しを行うものとする。

なお、医療職給料表（2）については、今後予定される保健施設の設置等に伴う職制の配置に適切に対応するため、6級を新設するものとする。

イ 勤務実績の給与への反映

(7) 勤務実績に基づく昇給制度の導入

a 昇給時期の統一

現在行われている普通昇給と特別昇給を統合し、昇給時期を年1回とする。具体的な昇給日は、国や他の政令指定都市の状況、公民比較を4月の給与で行っていること等を勘案し検討する必要がある。

b 昇給の基準

昇給の号給数については、昇給判定期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給（アの(ア)による改定後の行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの及び行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、これに相当するものについては3号給）とすることを標準として、人事委員会が定めるものとする。

c 枠外昇給制度の廃止

年功的な給与制度の見直し、各職務の級における職務・職責の違いを明確にするため、最高号給を超える給料月額に決定し得る枠外昇給制度を廃止するものとする。

d 55歳昇給停止制度に替わる55歳昇給抑制制度の導入

高齢層職員の給与抑制を図る観点から実施している、現行の55歳昇給停止制度については、勤務実績をより適切に給与に反映させる給与制度への転換を図るための昇給制度においてはこれを廃止し、昇給幅を通常の職員の半分程度に抑制した新たな昇給抑制制度を導入するものとする。

(イ) 勤勉手当への実績反映の拡大

限られた給与原資の下で、職員の士気を確保し、能率的な人事管理を推進していくためには、職員の勤務実績の給与への反映を拡大していく必要がある。そのため勤勉手当については、人事評価制度の本格導入にあわせて勤務実績をより反映できる制度となるよう、国の制度を参考に検討する必要がある。

ウ 中途採用者の初任給決定方法の見直し

民間経歴等を有する者の初任給決定については、5年以内の民間経歴は12月につき1号給とするものの、5年を超える民間経歴は15月につき1号給（10年を超える民間経歴は18月につき1号給）の換算をしてきたが、有用な民間経歴を有する者の初任給を公務に直接採用された者と同等に決定することが可能となるよう、12月につき1号給の換算を行えるよう初任給決定方法を見直す必要がある。

エ 地域手当

地域手当は、国の給与構造の改革において、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、物価等も踏まえつつ、民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与の調整を図るため、従来の調整手当に替えて導入されたものであり、本市は、先の地方自治法の改正に伴い、従来の調整手当を地域手当に改めたところである。

給与構造の改革の実施にあたり、本委員会は、改めて地域手当の支給地域及び支給割合を次のとおり示すこととする。

支給地域 さいたま市及び東京都千代田区

支給割合 100 分の 12

なお、医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、当分の間、100 分の 15 の地域手当を支給するものとする。

オ 管理職手当の定額化

管理職手当については、職務給としての性格を踏まえ、年功的賃金体系の見直しの観点から、定額化する必要がある。

なお、手当額については、国や他の政令指定都市の状況を踏まえ、ライン職とスタッフ職の職責を十分検証し、検討する必要がある。

カ 実施時期等

(7) 給料表及び給料月額

新たな給料表は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとし、同日にすべての職員の給料月額を新給料表に切り替える。

なお、新たな給料表の給料月額が平成 19 年 3 月 31 日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その差額を支給する経過措置を講ずる。

(イ) 昇給制度

新たな昇給制度は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

(ウ) 地域手当

地域手当の額は、当面、給与構造の改革の実施状況を踏まえ人事委員会規則で定める暫定的な支給割合を乗じて得た額とする。

なお、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間の支給

割合については、100分の9（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあつては、100分の12）とする。

(I) 管理職手当の定額化

管理職手当の定額化については、必要な経過措置を設け、速やかに実施する必要がある。

(3) 扶養手当の改正

本年の人事院勧告では、民間における家族手当の支給額と職員の扶養手当の現行支給額については、配偶者と子2人に係る支給月額においてほぼ均衡しているが、我が国全体としての少子化対策が推進されていることに配慮し、3人目以降の子等の支給月額について、平成19年4月1日から1,000円引き上げることとした。本市においても、民間との比較において、扶養手当の現行支給額は均衡する結果となっているが、人事院勧告の扶養手当改正の趣旨を踏まえ、平成19年4月1日から3人目以降の子等の手当額を1,000円引き上げるものとする。

(4) 級別の職員構成の適正化等

本市は、合併の影響があり、管理・監督の地位にある職員の割合が他の政令指定都市に比べ高くなっている。こうした状況は、職員の給与水準上昇の一因となることから、団塊の世代の大量退職の時期を見据え、計画的に級別職員数の適正化を進める必要がある。

なお、本委員会としても、級別職員定数について、今後、設定に向けた検討を行うこととする。

(5) 若手職員の登用及び昇任昇格基準の検討

(2)で述べた年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた給料構造への転換をはじめとする給与構造の改革の実施にあわせ、昇任昇格においても年功的一律的な運用を改め、意欲、実績に応じた運用を図る必要がある。本市は、本年2月に策定したさいたま市行政改革推進プランにおいて「団塊の世代の大量退職に対応した計画的な管理職登用を行うとともに、能力や実績を重視し、意欲ある若手職員を管理職に登用するシステムを構築する」としている。若手職員の管理職への登用を進めるためには、現行の主任、主査への昇任昇格年齢の引下げも含め検討する必要がある。

本委員会としては、公平で公正な昇任昇格運用を図る観点から、試験制度について検討を行うものとする。また、併せて、本委員会が選考を実施している課長職以上の職への昇任昇格についても、人事評価制度の本格導入を見据え、新たな基準を設けるための検討を行うものとする。

(6) 人事評価制度の整備

社会経済情勢の変化や地方分権の流れが加速する中で、ますます複雑・多様化、高度化する行政課題に対応し効率的な行政運営を行うには、個々の職員の行政能力の向上と意識改革が必要となる。

このような状況下において、人事制度も従来の年功的なものから、職員の職務遂行能力や勤務実績を人材育成、任用・人事配置、給与等に反映させる制度へと移行していくことが、職員の士気の高揚や組織の活性化を図るうえでも不可欠である。そのための基礎として、能力や実績を把握・評価する人事評価制度を整備していくことが必要である。

本市においても、平成17年度から人事評価制度の試行が全庁的に実施

されているが、その本格的な導入にあたっては、被評価者が納得できるよう客観性、公正性、透明性を確保し、制度の信頼性を高めることが重要であり、評価者研修を一層充実させるとともに、試行段階における問題点、疑問点等について十分な検証をしたうえで、制度を確立していく必要がある。

(7) 時間外勤務の縮減

長時間にわたる時間外勤務は、職員の健康保持のみならず仕事と家庭生活の両立にも大きな影響を及ぼすことから、その縮減は重要な課題である。

各任命権者においては、かねてより時間外勤務の縮減に向けた取組を進めてきたところである。しかしながら、依然として恒常的な時間外勤務が見受けられることから、引き続き、時間外勤務の縮減に向けた、なお一層の取組が必要である。

このため、職員一人ひとりが、原則として業務を所定の勤務時間内に終了させることや時間外勤務にはコストが伴うことを強く認識し、常に計画的・効率的な業務の執行を心掛け、事務処理方法を見直していくことが大切である。

管理監督者においては、日頃から職員の業務進捗状況の把握に努め、事前命令の徹底を図り、時間外勤務を命ずる場合にはその必要性、緊急性を十分考慮するとともに、事後においても職員が実際に勤務した実績を日々把握するなど、出退勤管理の徹底を図る必要がある。

特に時間外勤務が恒常的となっている職場や特定の職員に偏っている職場においては、所管内における効率的な人員配置、グループ制の活用、再任用職員等の活用、職員間の業務配分の見直しなど、時間外勤務の縮減

に向け、より一層の対策強化を図る必要がある。

(8) 職員の健康管理

職員の健康保持は、限られた人員による効率的で質の高い行政サービスを提供するという観点からも重要な課題である。

健康診断の実施、生活習慣病の予防など身体面の健康管理対策のみならず精神面における対策も重要であり、各任命権者はこれまでも相談体制整備などメンタルヘルス対策を進めてきた。

しかし、急激な社会経済情勢の変化に伴い、行政需要もこれまで以上に複雑・高度化し、公務を取り巻く環境も大きく変化していく中で、本市職員のうち精神・行動の障害を原因とする休職者の数が増加の傾向にあることから、職員のメンタルヘルス対策の一層の推進が重要な課題となっている。

本市においては、精神的に悩みを持つ職員のスムーズな職場復帰と再発防止を目的として、職場復帰の可否の判断などを行う市職員健康審査会の設置や、職場リハビリテーション（職場復帰訓練）制度の導入など、様々な取組がなされているが、今後も、日頃の予防やスムーズな職場復帰、職場復帰後の再発防止などの一連のメンタルヘルス対策が効果的に行われるよう、具体的な対策を実施していく必要がある。

特に日頃の予防策としては、職員一人ひとりがこの病気に対する理解を深めるとともに、職場の雰囲気と人間関係が大きな影響を与えることを認識し、職務への意欲を増進させる職場の雰囲気づくりや、職員間関係を良好に保つことが大切である。

また、心のリフレッシュのためには休暇の連続取得が有効であり、休暇

を取りやすい職場環境づくりを目指し、管理監督者が中心となって職場環境の改善に取り組むことが肝要である。

本委員会としても、執務環境や職場における人間関係を良好に保ち、職務に専念することができるよう職員苦情相談制度を実施しており、今後も引き続き職員に対し周知を図り、この制度の活用を促していくこととする。

(9) 男女共同参画社会の実現に向けた取組

ア 仕事と子育ての両立支援

勤務時間に関する制度を弾力化・多様化し、職員が安心して働き続けながら子育てできる環境や制度をつくることは、わが国の急速な少子化への対応のみならず、公務における人材の活用・育成・確保のためにも重要である。

本市においては、子育ておもしろいやりプランを策定し、仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに取り組んでいるところである。このプランの実行にあたっては、職場の意識を改革することや、子育て中の職員の時間外勤務について配慮するとともに業務分担の見直しを行うなど、職場内の応援体制づくりが必要である。

人事院は、本年8月に育児を行う職員が職務を完全に離れることなく育児の責任を果たせるようにするため、職員が正規の勤務時間よりも短い勤務時間を選択することができる短時間勤務制の導入について意見の申出を行った。本市においても国の動向に留意しながら、職場の実情や制度を利用する職員の意見・要望を把握したうえで、勤務時間の弾力化・多様化に向けた検討を進めていく必要がある。

また、依然として男性職員の育児休業取得率が低い、男性職員が気

兼ねなく制度を利用するためにはとりわけ管理監督者の理解が必要である。その他制度を利用しやすくする方策については、国や他の政令指定都市の取組も参考にしながら、引き続き検討していく必要がある。

イ 女性職員の積極的な登用

男女共同参画社会を形成していくうえで、女性職員の政策・方針決定過程への参画はその基盤をなすものであり、政策決定過程に男女が共に参画し、社会における多様な立場を考慮した意見が反映されることが重要である。

今後は、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行をなくし、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な職務経験を積める人事配置に努めるとともに、庁内公募制度の実施等により意欲のある女性職員の積極的な登用を推進する必要がある。

(10) 分限制度及び条件附採用制度の適正な運用

分限制度は、全体の奉仕者として公正に職務を遂行できるように職員の身分を保障したうえで、一定の事由に該当する場合には、職員の意に反して免職、降任等の処分を行うことにより、公務の適正かつ能率的な運営を図ろうとするものである。そのため、任命権者においては、職員が能力などを十分発揮できなくなった場合には、指導、研修等の方策を講ずるべきであるが、このような取組によってもなお、その職責を果たすことができないときには、制度の趣旨に則り適正な対応をする必要がある。

一方、条件附採用制度は、採用時の競争試験だけでは把握できない職務遂行能力について、一定期間の実務を通して実証を得た後に、正式採用と

なるものである。そのため、実地勤務により十分な能力の実証が得られない場合には、制度の趣旨に則り適正な対応をする必要がある。

(11) 服務規律の確保

昨今、飲酒運転をはじめとする職員の不祥事が相次ぎ、市民等の批判を招いたところである。一部の職員が引き起こした事件により、職員全体や市政に対する信頼を損ねる結果となり、その影響は計り知れないものがある。

公務に携わる職員は、高い倫理観の下、常に全体の奉仕者としての使命感を持って職務を遂行するとともに、市民の信託に応えられるよう自らを厳しく律しなければならない。

また、組織としても指導・監督及び研修をより積極的に行い、絶えず公務員倫理の高揚を図るなど、再発防止に努める必要がある。

7 おわりに

人事委員会の給与等勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的としているもので、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、毎年、公務員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本に行っている。

本年は、民間との給与較差を解消するための月例給の引下げに加えて、給与構造の改革として、給与制度全般にわたる抜本的な見直しを行うことを内容とするものとなった。また、民間従業員の給与をより広く把握し、職員給与に反映させる観点から、比較対象企業の範囲の拡大等の見直しを行ったことから、従来の比較方法によることとした場合と比べれば相対的にマイナス

となる点で職員にとって厳しい内容であるが、民間準拠により職員の給与等を決定する方法は、長期的視点において、職員の給与水準を市民の納得、理解のもとに保障し、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものである。

職員においては、今回の勧告に至った社会経済情勢と公務を取り巻く厳しい状況を十分に認識し、個々の職員が自己研鑽に努め、効率的な行政運営を行うための経営感覚を身につけ、常に全体の奉仕者としての使命感を持ち、市民サービスの向上に努められるよう要望する。

市議会及び市長においては、このような勧告制度の意義、役割について深く理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

人事院の報告及び勧告の概要

【給与に関する報告及び勧告】

1 官民給与の比較方法の見直し

月例給における官民給与の比較方法の見直し

- ① 比較対象企業規模 従来の「100人以上」から「50人以上」に変更
企業規模 50人以上 100人未満の企業の各役職段階との対応関係の設定
- ② 比較対象従業員 ライン職の民間役職者の要件を変更
要件変更後のライン職の役職者と同等と認められるライン職の役職者及びスタッフ職に拡大
- ③ 比較における対応 給与構造の改革による俸給表の職務の級の新設・統合に伴う対応関係の整理

2 官民給与の比較

<月例給> 官民の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴、勤務地域の同じ者同士を比較

○ 官民較差 18円 0.00%

[行政職(一)…現行給与 381,212円 平均年齢 40.4歳]

※ 官民較差が極めて小さく、適切な俸給表改定が困難であること、諸手当についても民間の支給状況とおおむね均衡していること等を勘案して、本年は月例給の水準改定を見送り

<ボーナス> 比較対象企業規模の見直しを行った上で、昨年冬と本年夏の1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間支給月数を比較

○ 民間の支給割合 公務の支給月数(4.45月)とおおむね均衡

<その他の課題>

- (1) 特殊勤務手当の見直し 引き続き手当ごとの業務の実態等を精査して所要の見直しを検討
- (2) 独立行政法人等の給与水準 専門機関として、独立行政法人等における給与水準の在り方等の検討において今後とも適切な協力

3 給与構造の改革

昨年勧告時において表明。地域間給与配分の見直し、職務・職責に応じた俸給構造への転換、勤務実績の給与への反映の推進などを柱とする俸給制度、諸手当制度全般にわたる改革を平成18年度以降平成22年度までに逐次実施

平成19年度において実施する事項

(1) 地域手当の支給割合の改定

地域手当は、平成22年度までの間に計画的に改定することとしており、職員

の地域別在職状況等を考慮し、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間の暫定的な支給割合を 1～3% 引上げ

(2) 広域異動手当の新設

広域的に転勤のある民間企業の賃金水準が地域の平均的な民間企業の賃金水準よりも高いことを考慮し、広域異動を行った職員に対して手当を新設

- ・ 異動前後の官署間の距離及び異動前の住居から異動直後の官署までの距離のいずれもが 60km 以上となる職員（異動の態様等からみて、広域異動手当を支給することが適当でないと認められる職員を除く。）に支給
- ・ 手当額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、異動前後の官署間の距離が、60km 以上 300km 未満の場合には 3%（平成 19 年度は 2%）、300km 以上の場合には 6%（平成 19 年度は 4%）を乗じて得た額。異動の日から 3 年間支給
- ・ 地域手当、研究員調整手当、特地勤務手当に準ずる手当と所要の整理
- ・ 諸手当（超過勤務手当、期末・勤勉手当等）の算定基礎に
- ・ 平成 19 年 4 月 1 日から実施

(3) 俸給の特別調整額の定額化

年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から俸給表別・職務の級別・特別調整額の区分別の定額制に移行。地方機関の管理職に適用される三種～五種の手当額については、改善を行った上で定額化。平成 19 年 4 月 1 日から実施

(4) 勤務実績の給与への反映

新たな昇給制度及び勤勉手当制度における勤務実績の判定に係る改善措置等の活用について、管理職層以外の職員についても平成 19 年度からの実施に向けて準備

(5) 専門スタッフ職俸給表の検討

専門スタッフ職俸給表の新設は、各府省において検討が進められている複線型人事管理の具体的内容等を踏まえ、引き続きその具体化について検討

<その他の改革>

少子化対策が我が国全体で取り組まれている中で、扶養手当における 3 人目以降の子と 2 人目までの子の手当額の差を改める必要があることから、平成 19 年 4 月 1 日から 3 人目以降の子等の支給月額を 1,000 円引上げ(5,000 円→6,000 円)、給与構造の改革とあわせて実施

【公務員人事管理に関する報告】

1 本院の基本認識

① 今後の公務・公務員の役割

- ・ 公務は、国民生活を支える社会的基盤。高い質の維持・安定的運営が必要
- ・ 公務志望者層の変化が懸念される中、多様で有為の人材確保・育成が重要。行政の専門家集団として、高い倫理観と市民感覚の下、誇りと志をもって公務従事できる環境整備が課題
- ・ 定員純減・配置転換を円滑に実施する上でも、公正の確保・職員の利益保護への留意が重要

② 公務員人事管理の向かうべき方向ーライフサイクル全体に即した検討

- ・ 外部人材の登用を進めると同時に、行政の中核を担う人材は、職業公務員として確保・育成・活用していくことが引き続き基本
- ・ キャリア・システムへの批判を受け止め、幹部要員を計画的に確保・育成する仕組みを幅広く検討。当面、節目節目の選抜強化と採用試験の種類にとられない人材登用を推進
- ・ 専らジェネラリスト重視から、特定分野の高度専門職など業務の必要性和職員の適正等に応じた人材の確保・育成へ
- ・ 仕事と家庭生活の調和を図るため、職員本人の意向にも配慮した多様な勤務形態を用意
- ・ 早期退職慣行の是正等のため、複線型人事管理の導入が肝要。生涯設計の在り方につき幅広い検討が必要

2 主な課題と具体的方向

① 能力・実績に基づく人事管理

- ア 体系的な人事評価制度の着実な実現に向けて、評価の試行の対象職位等を段階的に拡充
- イ I種職員の選抜の厳格化とII・III種等職員の登用の促進
- ウ 分限制度の適切な運用ー手続や留意点等の対応措置についての指針を早急に作成

② 多様な有為の人材の確保

- ア 人材供給構造が変化し、公務志望者層の意識の変化が看過できない状況。人材確保の在り方について強い問題意識を持って検討
- イ 新たな経験者採用システム（募集や能力実証の一部を人事院が実施）を本年秋から導入
- ウ 官民人事交流の促進

③ 勤務環境の整備

- ア 育児のための短時間勤務制度、自己啓発等休業制度の導入について、勧告と併せ意見の申出
- イ 超過勤務の縮減に向け、政府全体としての業務量の削減、在庁時間等の適切な把握、命令要件等を指針に盛り込むこと等の取組を推進。週所定勤務時間については引き続き検討
- ウ 心の健康づくりの対策の推進、苦情相談の充実

④ 退職管理

- ア 営利企業への再就職規制制度を厳正に運用。職員の能力を活用した再就職は「公正な人材活用システム」により公正・透明に推進
早期退職慣行是正のため、複線型人事管理の導入など能力・実績に応じた昇進管理を強化。専門スタッフ職俸給表は引き続き検討
- イ 内閣の要請を踏まえ、退職給付の官民比較、外国調査。まとめ次第、見解を表明

別紙第2

勸告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の給与に関し、次のとおり勸告する。

1 公民較差に基づく給与の改定

(1) 給料表の改定

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 改定の実施時期等

この改定は、この勸告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

なお、この改定にあたっては、年間における市職員の給与と民間従業員の給与との均衡を図るため、別紙第1の報告で述べた事項に留意し、適切な調整措置を講ずること。

2 給与構造の改革の実施等

(1) 給料表

1の(1)の別記第1による改定後の給料表をそれぞれ別記第2のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第3の切替要領によること。

(2) 昇給制度

ア 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績等に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行

うものとする。

イ アの場合における昇給の号給数については、アに定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を 4 号給（(1)による改定後の行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が 5 級以上であるもの及び行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、これに相当するものについては 3 号給）とすることを標準として人事委員会が定める基準により決定すること。ただし、55 歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員を昇給させる場合の号給数は、アに定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を 2 号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

ウ 職員は、その属する職務の級の最高の号給を超えて昇給しないものとする。

(3) 地域手当

ア 地域手当は、さいたま市及び東京都千代田区に在勤する職員に支給することとし、その支給割合は 100 分の 12 とすること。

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員については、アにかかわらず、地域手当の支給割合を、当分の間、100 分の 15 とすること。

(4) 扶養手当

子等 3 人目以降に係る手当の月額を各 1 人につき 6,000 円とすること。

(5) 改定の実施時期

この改定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施すること。

(6) 経過措置

ア 差額の支給

(7) (1)による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）における給料月額が、切替日の前日において受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が同日に受けていた給料月額（給料表の適用を異にして異動した場合その他の人事委員会の定める事由に該当する場合にあっては、人事委員会の定める額。以下「切替前給料月額」という。）に達するまでは、切替前給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を支給すること。切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員についても、これに準じて差額に相当する額を支給すること。

(イ) (ア)の差額に相当する額は、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の規定の適用については、当該条例に規定する給料に含まれるものとする。

イ 地域手当の支給割合の特例措置

地域手当の支給割合については、当分の間、(3)のア中「100分の12」とあるのを「100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とし、(3)のイ中「100分の15」とあるのを「100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

ウ その他所要の経過措置

ア及びイに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。

別記第 1

ア 行政職給料表

職員の 区分	号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1		169,900	217,200	255,100	292,800	328,100	365,400	413,100
	2	138,100	176,600	225,100	263,900	302,400	340,100	377,400	427,200
	3	142,600	183,500	233,500	272,900	312,100	351,800	389,500	441,400
	4	147,800	190,500	242,300	281,900	322,000	363,600	401,600	455,500
	5	153,600	197,700	251,700	291,000	331,700	375,000	413,700	469,200
	6	159,400	204,700	261,000	300,200	341,400	386,200	425,600	483,100
	7	167,900	212,300	269,500	309,400	350,700	397,700	437,300	496,800
	8	176,600	220,000	278,100	318,700	359,900	409,100	448,400	510,500
	9	183,500	227,800	286,600	327,900	368,700	420,400	459,500	524,200
	10	189,300	235,600	295,000	337,100	377,400	431,100	470,300	537,800
	11	194,600	243,300	303,300	346,300	386,000	440,800	481,100	548,900
	12	199,700	251,000	311,600	355,400	394,500	450,000	490,900	555,800
	13	204,800	258,600	319,600	364,300	402,700	457,700	500,400	562,700
	14	209,700	265,100	326,900	372,900	410,700	464,000	509,000	568,700
	15	214,100	270,100	334,300	380,400	418,600	470,400	515,700	573,200
再任用 職員以 外の職 員	16	218,500	275,200	341,400	387,500	424,300	474,900	522,300	
	17	222,600	279,700	348,000	394,300	429,800	479,200	527,800	
	18	226,900	283,600	354,700	400,500	433,600	483,300	532,100	
	19	230,100	287,300	361,000	406,300	437,400	487,400	536,500	
	20	232,000	290,500	367,100	411,800	441,100	491,300	540,800	
	21		292,800	372,800	417,200	444,800	495,300		
	22		294,700	378,400	422,200	448,200	499,400		
	23			382,800	426,900	451,800	503,500		
	24			386,300	431,100	455,400	507,600		
	25			388,800	434,500	459,000			
	26			391,300	437,900	462,600			
	27			393,800	441,300	466,200			
	28			396,300	444,700	469,700			
	29			398,800	448,100				
	30				451,400				
	31				454,800				
	32				458,200				
再任用 職員		186,500	214,300	250,500	267,700	291,400	308,200	329,700	364,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 医療職給料表
 (7) 医療職給料表(1)

職員の 区分	号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1		294,400	344,600	422,600
	2	234,800	310,400	361,200	435,300
	3	244,600	326,600	377,700	447,300
	4	259,800	343,000	394,200	458,900
	5	275,600	359,300	406,600	470,100
	6	291,300	375,700	419,400	481,300
	7	306,100	392,200	431,700	491,900
	8	321,600	404,700	443,700	502,200
	9	336,200	416,000	455,000	512,200
	10	349,000	426,500	465,700	521,700
	11	361,700	435,900	476,400	531,300
	12	374,000	444,900	486,600	540,100
	13	383,200	453,800	496,200	548,600
	14	391,900	462,500	505,800	557,100
	15	399,100	471,100	514,000	565,300
再任用 職員以 外の職 員	16	403,800	479,500	522,300	573,600
	17	408,200	485,500	530,600	581,300
	18	410,700	490,300	537,100	587,800
	19		494,400	543,500	592,800
	20		497,700	548,200	597,400
	21		501,100	552,600	
	22		504,600	557,100	
	23		508,000	561,300	
	24		511,200	565,300	
	25		514,600	569,400	
	26		518,000	573,400	
	27		521,400	577,400	
	28			581,500	
	29			585,600	
	30			589,600	
	31			593,700	
再任用 職員		293,300	344,800	395,900	463,100

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(1) 医療職給料表(2)

職員の 区分	号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,600	175,800	263,900	305,000	339,700
	2	157,100	182,100	273,300	315,100	351,100
	3	163,400	188,500	282,600	325,000	362,800
	4	169,600	195,200	292,100	335,000	374,200
	5	175,800	203,200	301,800	344,900	385,400
	6	182,100	211,300	311,300	354,400	396,800
	7	188,500	219,300	321,100	363,900	408,400
	8	195,200	227,400	330,400	373,300	420,000
	9	201,600	235,700	339,800	382,800	431,000
	10	208,200	244,000	348,900	392,100	441,000
	11	214,600	252,500	358,000	401,600	450,300
	12	221,300	260,900	366,300	410,800	458,200
	13	228,600	269,300	374,800	420,000	464,500
	14	235,500	277,900	382,500	429,000	470,700
	15	242,100	286,500	389,100	438,100	477,300
再任用 職員以 外の職 員	16	248,600	295,200	395,200	446,700	481,300
	17	255,000	303,800	401,000	454,400	485,400
	18	260,500	312,300	406,000	461,100	489,400
	19	265,800	320,600	410,600	467,300	493,300
	20	270,800	328,200	414,700	473,100	
	21	275,900	335,700	418,500	478,900	
	22	280,300	342,900	421,800	482,700	
	23	284,600	348,600	425,200		
	24	287,800	353,600	428,500		
	25	290,300	358,200	431,900		
	26		361,600	435,300		
	27		365,000	438,700		
	28		368,200	442,000		
	29			445,300		
再任用 職員		214,500	252,200	269,400	284,400	299,600

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(ウ) 医療職給料表(3)

職員の 区分	号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	162,600	195,700	235,000	264,700	308,700	340,700
	2	168,800	201,300	242,000	273,000	318,100	352,100
	3	175,300	207,200	249,200	281,400	328,000	363,700
	4	181,700	213,100	256,500	289,800	338,200	375,000
	5	188,200	220,100	264,700	298,200	348,200	386,500
	6	194,800	227,300	273,000	306,700	357,900	398,400
	7	201,300	234,500	281,400	315,300	367,300	410,300
	8	207,200	241,600	289,800	323,500	376,700	421,500
	9	213,100	248,800	298,200	331,900	386,300	432,500
	10	219,600	256,100	306,700	340,000	396,100	442,900
	11	226,500	263,300	315,300	348,200	405,900	453,000
	12	234,200	270,600	323,500	357,900	415,000	462,100
	13	241,300	277,900	331,800	367,300	423,300	469,700
	14	248,500	285,400	339,400	376,700	431,800	477,300
	15	255,800	292,900	346,800	386,300	440,100	484,900
再任用 職員以 外の職 員	16	263,000	300,500	354,300	396,100	447,600	491,700
	17	270,200	307,700	361,600	405,900	455,300	496,400
	18	277,400	314,700	369,000	415,000	462,800	500,500
	19	284,600	321,600	376,200	423,300	469,700	504,300
	20	290,300	327,800	383,700	431,800	474,300	
	21	295,700	334,100	390,600	440,100	478,200	
	22	299,700	340,000	397,200	447,600	481,700	
	23		345,800	403,100	455,300		
	24		351,600	407,700	462,800		
	25		356,600	411,800	469,700		
	26			416,000	474,300		
	27			419,700	477,800		
	28			423,000			
	29			426,300			
	30			429,600			
	31			433,000			
	32			436,400			
	33			439,800			
	34			443,200			
	35			446,600			
再任用 職員		234,100	266,600	273,600	284,800	307,500	348,400

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

ア 行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	138,100	229,500	272,100	310,200	358,300	402,200	457,300	517,300
	2	139,300	231,500	274,200	312,400	360,900	404,900	460,300	520,500
	3	140,400	233,500	276,300	314,500	363,400	407,500	463,300	523,600
	4	141,500	235,500	278,400	316,600	365,900	410,100	466,300	526,700
	5	142,600	237,500	280,500	318,700	368,400	412,700	469,300	529,800
	6	143,900	239,500	282,600	320,900	371,000	415,400	472,300	532,700
	7	145,200	241,500	284,700	323,000	373,500	418,000	475,300	535,600
	8	146,500	243,500	286,800	325,100	376,000	420,600	478,300	538,500
	9	147,800	245,500	288,900	327,200	378,500	423,200	481,300	541,300
	10	149,600	247,500	291,000	329,400	381,100	425,900	484,300	544,000
	11	151,300	249,500	293,100	331,500	383,600	428,500	487,300	546,600
	12	153,000	251,500	295,200	333,600	386,100	431,100	490,300	549,300
	13	154,700	253,500	297,300	335,700	388,600	433,700	493,300	551,900
	14	156,500	255,500	299,400	337,900	391,100	436,200	496,100	554,100
	15	158,200	257,500	301,500	340,000	393,600	438,600	498,800	556,300
	16	160,000	259,500	303,600	342,100	396,100	441,100	501,600	558,500
	17	161,700	261,500	305,700	344,200	398,500	443,500	504,300	560,700
	18	163,500	263,500	307,800	346,200	400,900	445,900	506,700	562,700
	19	165,300	265,400	309,900	348,200	403,200	448,300	509,100	564,600
	20	167,100	267,400	312,000	350,200	405,500	450,700	511,500	566,600
	21	168,800	269,300	314,000	352,200	407,800	453,100	513,900	568,500
	22	170,600	271,300	316,100	354,100	410,000	455,300	515,700	570,200
	23	172,400	273,200	318,200	356,000	412,200	457,500	517,400	571,900
	24	174,200	275,200	320,300	357,900	414,400	459,700	519,200	573,600
	25	175,900	277,100	322,300	359,700	416,600	461,800	520,900	575,300
	26	177,700	279,100	324,400	361,600	418,700	463,900	522,400	
	27	179,500	281,000	326,400	363,400	420,700	465,900	523,800	
	28	181,300	283,000	328,500	365,300	422,800	467,900	525,300	
	29	183,100	284,900	330,500	367,100	424,800	469,900	526,700	
	30	185,000	286,800	332,600	369,000	426,500	471,800	527,800	
	31	186,800	288,600	334,600	370,800	428,200	473,700	528,800	
	32	188,600	290,500	336,700	372,600	429,900	475,600	529,900	
	33	190,400	292,300	338,700	374,400	431,600	477,400	530,900	
	34	192,300	294,100	340,700	376,200	433,000	478,900	531,800	
	35	194,100	295,900	342,700	378,000	434,400	480,400	532,700	
	36	195,900	297,700	344,700	379,800	435,800	481,900	533,600	
	37	197,700	299,500	346,600	381,500	437,100	483,400	534,500	
	38	199,600	301,300	348,500	383,200	438,500	484,800		
	39	201,400	303,100	350,400	384,900	439,900	486,200		
	40	203,300	304,900	352,300	386,600	441,300	487,600		

	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)	(7級)	(8級)
	41	205,100	306,700	354,200	388,200	442,600	489,000	
	42	207,000	308,400	355,900	389,900	443,700	490,200	
	43	208,900	310,000	357,500	391,500	444,800	491,400	
	44	210,800	311,600	359,100	393,200	445,900	492,600	
	45	212,700	313,200	360,700	394,800	447,000	493,800	
	46	214,700	314,800	362,300	396,200	447,900	494,700	
	47	216,600	316,300	363,900	397,600	448,800	495,600	
	48	218,500	317,900	365,500	399,000	449,700	496,500	
	49	220,400	319,400	367,100	400,300	450,600	497,400	
	50	222,400	320,900	368,700	401,600	451,500	498,300	
	51	224,300	322,300	370,200	402,800	452,300	499,100	
	52	226,300	323,800	371,700	404,000	453,200	500,000	
	53	228,200	325,200	373,200	405,200	454,000	500,800	
	54	230,200	326,600	374,600	406,100	454,900	501,700	
	55	232,100	328,000	376,000	406,900	455,700	502,500	
	56	234,100	329,400	377,400	407,800	456,500	503,400	
	57	236,000	330,800	378,800	408,600	457,300	504,200	
	58	238,000	332,200	380,100	409,400	458,100		
	59	239,900	333,600	381,400	410,100	458,900		
	60	241,800	335,000	382,700	410,900	459,700		
再任 用職 員以 外の 職員	61	243,700	336,400	384,000	411,600	460,500		
	62	245,700	337,700	385,200	412,400	461,300		
	63	247,600	338,900	386,400	413,100	462,100		
	64	249,500	340,200	387,600	413,800	462,900		
	65	251,400	341,400	388,800	414,500	463,700		
	66	253,300	342,600	390,000	415,300	464,500		
	67	255,200	343,800	391,200	416,000	465,300		
	68	257,100	345,000	392,400	416,700	466,100		
	69	259,000	346,100	393,500	417,400	466,900		
	70	260,700	347,300	394,600	418,200	467,700		
	71	262,300	348,500	395,600	418,900	468,500		
	72	263,900	349,700	396,700	419,600	469,300		
	73	265,500	350,800	397,700	420,300	470,100		
	74	266,700	351,900	398,500	421,100	470,900		
	75	267,800	352,900	399,200	421,800	471,700		
	76	269,000	353,900	400,000	422,500	472,500		
77	270,100	354,900	400,700	423,200	473,300			
78	271,100	355,900	401,500	424,000				
79	272,100	356,800	402,200	424,700				
80	273,100	357,800	403,000	425,400				
81	274,000	358,700	403,700	426,100				
82	274,800	359,400	404,500	426,900				
83	275,600	360,000	405,200	427,600				
84	276,400	360,600	405,900	428,300				

	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)	(7級)	(8級)
85	277,200	361,200	406,600	429,000				
86	277,700	361,700	407,400	429,800				
87	278,100	362,200	408,100	430,500				
88	278,500	362,700	408,800	431,200				
89	278,900	363,200	409,500	431,900				
90		363,700	410,300	432,700				
91		364,200	411,000	433,400				
92		364,700	411,700	434,100				
93		365,200	412,400	434,800				
94		365,700	413,200	435,600				
95		366,200	413,900	436,300				
96		366,700	414,600	437,000				
97		367,200	415,300	437,700				
98		367,700	416,000					
99		368,200	416,700					
100		368,700	417,400					
101		369,200	418,100					
102			418,800					
103			419,500					
104			420,200					
105			420,900					
106			421,600					
107			422,300					
108			423,000					
109			423,700					
110			424,400					
111			425,100					
112			425,800					
113			426,500					
再任用職員	214,300	244,300	267,700	291,400	308,200	329,700	364,000	413,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 医療職給料表

(ア) 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	234,800	322,200	390,600	467,100
	2	237,300	325,300	393,500	469,400
	3	239,700	328,300	396,300	471,700
	4	242,200	331,400	399,200	474,000
	5	244,600	334,400	402,000	476,300
	6	248,400	337,800	404,800	478,600
	7	252,200	341,100	407,500	480,800
	8	256,000	344,500	410,300	483,000
	9	259,800	347,800	413,000	485,200
	10	263,800	351,200	415,700	487,300
	11	267,700	354,600	418,300	489,400
	12	271,700	358,000	421,000	491,500
	13	275,600	361,300	423,600	493,600
	14	279,600	365,000	426,100	495,700
	15	283,500	368,700	428,500	497,800
	16	287,400	372,400	431,000	499,900
	17	291,300	376,000	433,400	502,000
	18	295,000	378,900	435,800	504,000
	19	298,700	381,700	438,200	505,900
	20	302,400	384,500	440,600	507,900
	21	306,100	387,300	442,900	509,800
	22	310,000	389,900	445,300	511,700
	23	313,900	392,400	447,700	513,500
	24	317,800	395,000	450,100	515,400
	25	321,600	397,500	452,400	517,200
	26	324,800	399,900	454,700	519,100
	27	327,900	402,200	457,000	520,900
	28	331,100	404,500	459,300	522,700
	29	334,200	406,800	461,500	524,500
	30	336,800	409,000	463,800	526,300
	31	339,400	411,100	466,000	528,100
	32	342,000	413,200	468,300	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,400	472,600	533,500
	35	349,600	419,400	474,700	535,300
	36	352,100	421,400	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,500	480,700	540,400
	39	359,300	427,500	482,500	542,000
	40	361,700	429,500	484,300	543,600

	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)
41	364,000	431,500	486,000	545,200
42	365,600	433,400	487,800	546,600
43	367,100	435,200	489,500	547,900
44	368,600	437,000	491,300	549,300
45	370,100	438,800	493,000	550,600
46	371,600	440,700	494,800	551,700
47	373,000	442,500	496,500	552,700
48	374,500	444,300	498,300	553,700
49	375,900	446,100	500,000	554,700
50	377,000	448,000	501,300	555,600
51	378,000	449,800	502,600	556,500
52	379,000	451,600	503,900	557,400
53	380,000	453,400	505,200	558,300
54	381,000	454,600	506,500	559,200
55	381,900	455,800	507,800	560,100
56	382,800	457,000	509,100	561,000
57	383,700	458,200	510,300	561,900
58	384,600	459,200	511,200	562,800
59	385,500	460,200	512,100	563,700
60	386,400	461,200	513,000	564,600
61	387,300	462,100	513,900	565,500
62	387,800	462,800	514,800	566,400
63	388,200	463,500	515,700	567,300
64	388,700	464,200	516,600	568,200
65	389,100	464,900	517,500	569,100
66		465,600	518,400	570,000
67		466,200	519,300	570,900
68		466,900	520,200	571,800
69		467,500	521,100	572,700
70		468,200	522,000	573,600
71		468,800	522,900	574,500
72		469,500	523,800	575,400
73		470,100	524,600	576,300
74		470,800	525,500	577,200
75		471,400	526,400	578,100
76		472,100	527,300	579,000
77		472,700	528,100	579,900
78		473,300	529,000	580,800
79		473,900	529,900	581,700
80		474,500	530,800	582,600
81		475,100	531,600	583,500
82		475,700	532,500	584,400
83		476,300	533,400	585,300
84		476,900	534,300	586,200

再任
用職
員以
外の
職員

	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)
85		477,400	535,100	587,100
86		478,000	536,000	
87		478,600	536,900	
88		479,200	537,800	
89		479,700	538,600	
90		480,300	539,500	
91		480,900	540,400	
92		481,500	541,300	
93		482,000	542,100	
94		482,600	543,000	
95		483,200	543,900	
96		483,800	544,800	
97		484,300	545,600	
98			546,500	
99			547,400	
100			548,300	
101			549,100	
102			550,000	
103			550,900	
104			551,800	
105			552,600	
106			553,500	
107			554,400	
108			555,300	
109			556,100	
110			557,000	
111			557,900	
112			558,800	
113			559,600	
114			560,500	
115			561,400	
116			562,300	
117			563,100	
再任用職員	293,300	336,100	390,600	463,100

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(イ) 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	150,600	175,800	280,200	329,200	376,900	446,800
	2	152,300	177,400	282,400	331,400	379,600	449,400
	3	153,900	179,000	284,600	333,600	382,200	452,000
	4	155,500	180,600	286,800	335,800	384,900	454,600
	5	157,100	182,100	289,000	338,000	387,500	457,200
	6	158,700	183,700	291,200	340,200	390,200	459,900
	7	160,300	185,300	293,400	342,300	392,900	462,500
	8	161,900	186,900	295,600	344,500	395,600	465,100
	9	163,400	188,500	297,700	346,600	398,200	467,700
	10	165,000	190,200	300,000	348,800	400,800	470,300
	11	166,500	191,900	302,200	350,900	403,300	472,900
	12	168,100	193,600	304,400	353,100	405,900	475,500
	13	169,600	195,200	306,600	355,200	408,400	478,100
	14	171,200	197,200	308,800	357,300	410,700	479,700
	15	172,700	199,200	310,900	359,400	413,000	481,200
	16	174,300	201,200	313,000	361,500	415,300	482,700
	17	175,800	203,200	315,100	363,500	417,500	484,200
	18	177,400	205,300	317,300	365,600	419,700	485,800
	19	179,000	207,300	319,400	367,600	421,800	487,300
	20	180,600	209,300	321,500	369,700	423,900	488,800
	21	182,100	211,300	323,600	371,700	426,000	490,300
	22	183,700	213,300	325,700	373,800	427,800	491,900
	23	185,300	215,200	327,700	375,800	429,600	493,400
	24	186,900	217,100	329,700	377,900	431,400	494,900
	25	188,500	219,000	331,700	379,900	433,100	496,400
	26	190,100	220,900	333,700	382,000	434,500	498,000
	27	191,700	222,800	335,700	384,000	435,900	499,500
	28	193,300	224,700	337,700	386,100	437,300	501,000
	29	194,900	226,600	339,700	388,100	438,700	502,500
	30	196,500	228,500	341,600	390,200	440,100	503,800
	31	198,100	230,400	343,500	392,200	441,500	505,000
	32	199,700	232,300	345,400	394,300	442,900	506,200
	33	201,300	234,200	347,200	396,300	444,300	507,400
	34	203,000	236,100	349,100	398,300	445,700	508,400
	35	204,600	238,000	351,000	400,300	447,100	509,400
	36	206,300	239,900	352,900	402,300	448,500	510,400
	37	207,900	241,800	354,700	404,300	449,900	511,400
	38	209,600	243,700	356,400	406,300	450,800	
	39	211,300	245,500	358,100	408,300	451,600	
	40	213,000	247,400	359,800	410,300	452,500	

	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)
41	214,600	249,200	361,400	412,200	453,300	
42	216,300	251,100	362,900	414,100	454,200	
43	218,000	252,900	364,400	416,000	455,000	
44	219,700	254,800	365,900	417,900	455,800	
45	221,300	256,600	367,300	419,700	456,600	
46	223,200	258,500	368,700	421,400	457,400	
47	225,000	260,300	370,000	423,000	458,100	
48	226,800	262,200	371,400	424,700	458,800	
49	228,600	264,000	372,700	426,300	459,500	
50	230,400	265,800	374,000	427,800	460,300	
51	232,100	267,600	375,300	429,200	461,000	
52	233,800	269,400	376,600	430,600	461,700	
53	235,500	271,200	377,800	432,000	462,400	
54	237,200	273,000	378,900	433,300		
55	238,800	274,800	380,000	434,600		
56	240,500	276,600	381,100	435,900		
57	242,100	278,400	382,200	437,100		
58	243,800	280,200	383,200	438,300		
59	245,400	282,000	384,200	439,500		
60	247,000	283,800	385,200	440,700		
61	248,600	285,600	386,200	441,900		
62	250,200	287,400	387,100	443,100		
63	251,800	289,100	388,000	444,300		
64	253,400	290,900	388,900	445,500		
65	255,000	292,600	389,700	446,600		
66	256,400	294,400	390,500	447,400		
67	257,800	296,100	391,300	448,100		
68	259,200	297,900	392,100	448,800		
69	260,500	299,600	392,900	449,500		
70	261,900	301,400	393,700			
71	263,200	303,100	394,400			
72	264,500	304,800	395,100			
73	265,800	306,500	395,800			
74	267,100	308,300	396,600			
75	268,300	310,000	397,300			
76	269,600	311,700	398,000			
77	270,800	313,400	398,700			
78	272,100	315,000	399,400			
79	273,400	316,600	400,100			
80	274,700	318,200	400,800			
81	275,900	319,800	401,500			
82	277,000	321,400	402,200			
83	278,100	322,900	402,900			
84	279,200	324,500	403,600			

再任
用職
員以
外の
職員

	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)
85	280,300	326,000	404,300			
86	281,400	327,300	405,000			
87	282,500	328,500	405,700			
88	283,600	329,700	406,400			
89	284,600	330,900	407,000			
90	285,400	332,000	407,700			
91	286,200	333,100	408,400			
92	287,000	334,200	409,100			
93	287,800	335,200	409,700			
94	288,500	336,200	410,400			
95	289,100	337,200	411,100			
96	289,700	338,200	411,800			
97	290,300	339,100	412,400			
98		339,800	413,100			
99		340,500	413,800			
100		341,200	414,500			
101		341,800	415,100			
102		342,500	415,800			
103		343,200	416,500			
104		343,900	417,200			
105		344,500	417,800			
106		345,200				
107		345,800				
108		346,500				
109		347,100				
再任用職員	214,500	248,900	269,400	284,400	299,600	355,200

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(ウ) 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	162,600	195,700	252,800	286,100	332,700	380,100
	2	164,200	197,100	254,500	288,100	334,900	382,800
	3	165,700	198,500	256,100	290,000	337,100	385,500
	4	167,300	199,900	257,700	292,000	339,300	388,200
	5	168,800	201,300	259,300	293,900	341,500	390,800
	6	170,500	202,900	261,000	295,900	343,700	393,300
	7	172,100	204,500	262,600	297,800	345,800	395,800
	8	173,700	206,100	264,300	299,700	348,000	398,300
	9	175,300	207,700	265,900	301,600	350,100	400,700
	10	176,900	209,300	267,600	303,500	352,300	403,100
	11	178,500	210,900	269,200	305,400	354,400	405,500
	12	180,100	212,500	270,900	307,300	356,600	407,900
	13	181,700	214,100	272,500	309,100	358,700	410,300
	14	183,400	215,800	274,200	311,100	360,900	412,500
	15	185,000	217,400	275,900	313,000	363,100	414,700
	16	186,600	219,000	277,600	314,900	365,300	416,900
	17	188,200	220,600	279,200	316,800	367,500	419,000
	18	189,900	222,400	281,000	318,800	369,800	421,200
	19	191,500	224,100	282,700	320,800	372,000	423,300
	20	193,200	225,800	284,400	322,800	374,200	425,500
	21	194,800	227,500	286,100	324,700	376,400	427,600
	22	196,500	229,300	288,100	326,700	378,700	429,500
	23	198,100	231,000	290,000	328,700	380,900	431,400
	24	199,700	232,800	292,000	330,700	383,200	433,300
	25	201,300	234,500	293,900	332,700	385,400	435,100
	26	202,900	236,100	295,900	334,900	387,500	436,800
	27	204,500	237,600	297,800	337,100	389,500	438,400
	28	206,100	239,100	299,700	339,300	391,600	440,100
	29	207,700	240,600	301,600	341,500	393,600	441,700
	30	209,300	242,200	303,500	343,700	395,500	443,400
	31	210,900	243,700	305,400	345,800	397,400	445,000
	32	212,500	245,200	307,300	348,000	399,300	446,600
	33	214,100	246,700	309,100	350,100	401,200	448,200
	34	215,800	248,300	311,000	352,300	403,100	449,800
	35	217,400	249,800	312,800	354,400	405,000	451,400
	36	219,000	251,300	314,600	356,500	406,900	453,000
	37	220,600	252,800	316,400	358,600	408,800	454,500
	38	222,200	254,400	318,100	360,800	410,700	456,000
	39	223,700	255,900	319,800	362,900	412,500	457,400
	40	225,300	257,500	321,500	365,000	414,400	458,900

	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)
41	226,800	259,000	323,200	367,100	416,200	460,300
42	228,400	260,600	324,900	369,300	417,900	461,300
43	229,900	262,100	326,500	371,400	419,600	462,200
44	231,500	263,700	328,100	373,500	421,300	463,100
45	233,000	265,200	329,700	375,600	423,000	464,000
46	234,600	266,800	331,400	377,800	424,700	465,000
47	236,100	268,300	333,000	379,900	426,400	465,900
48	237,700	269,900	334,600	382,100	428,100	466,800
49	239,200	271,400	336,200	384,200	429,700	467,700
50	240,800	273,000	337,900	386,200	431,400	468,600
51	242,300	274,500	339,500	388,200	433,100	469,400
52	243,800	276,000	341,100	390,200	434,800	470,200
53	245,300	277,500	342,700	392,200	436,400	471,000
54	246,900	279,100	344,400	394,100	437,900	
55	248,400	280,600	346,000	395,900	439,400	
56	249,900	282,100	347,600	397,800	440,900	
57	251,400	283,600	349,200	399,600	442,400	
58	253,000	285,200	350,800	401,500	443,400	
59	254,500	286,700	352,400	403,300	444,400	
60	256,000	288,200	354,000	405,100	445,400	
61	257,500	289,700	355,600	406,900	446,300	
62	259,100	291,300	357,200	408,700	447,200	
63	260,600	292,800	358,800	410,500	448,000	
64	262,100	294,300	360,400	412,300	448,800	
65	263,600	295,800	362,000	414,000	449,600	
66	265,200	297,300	363,500	415,700	450,300	
67	266,700	298,700	365,000	417,300	451,000	
68	268,200	300,200	366,500	419,000	451,700	
69	269,700	301,600	368,000	420,600	452,400	
70	271,300	303,100	369,500	422,300	453,100	
71	272,800	304,500	370,900	423,900	453,800	
72	274,300	305,900	372,300	425,500	454,500	
73	275,800	307,300	373,700	427,100	455,100	
74	277,100	308,700	375,000	428,600		
75	278,300	310,100	376,200	430,100		
76	279,500	311,500	377,400	431,600		
77	280,700	312,800	378,600	433,000		
78	281,900	314,200	379,600	434,500		
79	283,000	315,600	380,500	435,900		
80	284,200	317,000	381,500	437,400		
81	285,300	318,300	382,400	438,800		
82	285,900	319,600	383,300	439,700		
83	286,500	320,800	384,100	440,600		
84	287,100	322,100	384,900	441,500		

再任
用職
員以
外の
職員

	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)
85	287,700	323,300	385,700	442,400		
86		324,600	386,600	443,100		
87		325,900	387,400	443,800		
88		327,200	388,200	444,500		
89		328,400	389,000	445,100		
90		329,700	389,900			
91		330,900	390,700			
92		332,200	391,500			
93		333,400	392,300			
94		334,100	393,100			
95		334,700	393,800			
96		335,300	394,600			
97		335,900	395,300			
98			396,100			
99			396,800			
100			397,600			
101			398,300			
102			399,100			
103			399,800			
104			400,600			
105			401,300			
106			402,100			
107			402,800			
108			403,600			
109			404,300			
110			405,100			
111			405,800			
112			406,600			
113			407,300			
114			408,100			
115			408,800			
116			409,600			
117			410,300			
118			411,100			
119			411,800			
120			412,600			
121			413,300			
122			414,100			
123			414,800			
124			415,600			
125			416,300			
126			417,000			
127			417,600			
128			418,300			

	(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)
	129		418,900			
再任用職員	232,900	262,300	273,600	284,800	307,500	348,400

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第3 切替要領

1 職務の級の切替え

切替日の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、人事委員会の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

2 号給の切替え

- (1) 前記1により新級が定められる職員（(2)に掲げる職員を除く。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級、その者の切替日の前日における号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間。）に応じて別表第2に定める号給とする。
- (2) 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の新号給は、人事委員会の定めるところによる。

別表第1 職務の級の切替表

給料表	旧 級	新 級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	4 級
	6 級	5 級
	7 級	6 級
	8 級	7 級
		8 級
医療職給料表（1）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
医療職給料表（2）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
		6 級
医療職給料表（3）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級

別表第2 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	経過期間								
1	3月未満			21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			22	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			23	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			24	1	1	1	1	1
	12月以上			25	1	1	1	1	1
2	3月未満		1	25	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	26	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	27	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	28	1	1	1	1	1
	12月以上		5	29	1	1	1	1	1
3	3月未満		5	29	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	30	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満		7	31	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満		8	32	4	1	1	1	1
	12月以上		9	33	5	1	1	1	1
4	3月未満		9	33	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満		10	34	6	2	2	1	1
	6月以上9月未満		11	35	7	3	3	1	1
	9月以上12月未満		12	36	8	4	4	1	1
	12月以上		13	37	9	5	5	1	1
5	3月未満		13	37	9	5	5	1	1
	3月以上6月未満		14	38	10	6	6	2	1
	6月以上9月未満		15	39	11	7	7	3	1
	9月以上12月未満		16	40	12	8	8	4	1
	12月以上		17	41	13	9	9	5	1
6	3月未満		17	41	13	9	9	5	1
	3月以上6月未満		18	42	14	10	10	6	2
	6月以上9月未満		19	43	15	11	11	7	3
	9月以上12月未満		20	44	16	12	12	8	4
	12月以上		21	45	17	13	13	9	5
7	3月未満		21	45	17	13	13	9	5
	3月以上6月未満		22	46	18	14	14	10	6
	6月以上9月未満		23	47	19	15	15	11	7
	9月以上12月未満		24	48	20	16	16	12	8
	12月以上		25	49	21	17	17	13	9
8	3月未満		25	49	21	17	17	13	9
	3月以上6月未満		26	50	22	18	18	14	10
	6月以上9月未満		27	51	23	19	19	15	11
	9月以上12月未満		28	52	24	20	20	16	12
	12月以上		29	53	25	21	21	17	13
9	3月未満		29	53	25	21	21	17	13
	3月以上6月未満		30	54	26	22	22	18	14
	6月以上9月未満		31	55	27	23	23	19	15
	9月以上12月未満		32	56	28	24	24	20	16
	12月以上		33	57	29	25	25	21	17
10	3月未満		33	57	29	25	25	21	17
	3月以上6月未満		34	58	30	26	26	22	18
	6月以上9月未満		35	59	31	27	27	23	19
	9月以上12月未満		36	60	32	28	28	24	20
	12月以上		37	61	33	29	29	25	21

		(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)	(7級)
11	3月未満	37	61	33	29	29	25	21
	3月以上6月未満	38	62	34	30	30	26	22
	6月以上9月未満	39	63	35	31	31	27	23
	9月以上12月未満	40	64	36	32	32	28	24
	12月以上	41	65	37	33	33	29	25
12	3月未満	41	65	37	33	33	29	25
	3月以上6月未満	42	66	38	34	34	30	26
	6月以上9月未満	43	67	39	35	35	31	27
	9月以上12月未満	44	68	40	36	36	32	28
	12月以上	45	69	41	37	37	33	29
13	3月未満	45	69	41	37	37	33	29
	3月以上6月未満	46	70	42	38	38	34	30
	6月以上9月未満	47	71	43	39	39	35	31
	9月以上12月未満	48	72	44	40	40	36	32
	12月以上	49	73	45	41	41	37	33
14	3月未満	49	73	45	41	41	37	33
	3月以上6月未満	49	74	46	42	42	38	34
	6月以上9月未満	49	75	47	43	43	39	35
	9月以上12月未満	50	76	48	44	44	40	36
	12月以上	50	77	49	45	45	41	37
15	3月未満	50	77	49	45	45	41	37
	3月以上6月未満	50	78	50	46	46	42	38
	6月以上9月未満	51	79	51	47	47	43	39
	9月以上12月未満	51	80	52	48	48	44	40
	12月以上	51	81	53	49	49	45	41
16	3月未満	51	81	53	49	49	45	41
	3月以上6月未満	52	82	54	50	50	46	42
	6月以上9月未満	52	83	55	51	51	47	43
	9月以上12月未満	52	84	56	52	52	48	44
	12月以上	53	85	57	53	53	49	45
17	3月未満	53	85	57	53	53	49	45
	3月以上6月未満	53	86	58	54	54	50	46
	6月以上9月未満	54	87	59	55	55	51	47
	9月以上12月未満	54	88	60	56	56	52	48
	12月以上	55	89	61	57	57	53	49
18	3月未満	55	89	61	57	57	53	49
	3月以上6月未満	55	89	62	58	58	54	50
	6月以上9月未満	56	89	63	59	59	55	51
	9月以上12月未満	56	89	64	60	60	56	52
	12月以上	57	89	65	61	61	57	53
19	3月未満	57	89	65	61	61	57	53
	3月以上6月未満	57	89	66	62	62	58	54
	6月以上9月未満	58	89	67	63	63	59	55
	9月以上12月未満	58	89	68	64	64	60	56
	12月以上	59	89	69	65	65	61	57
20	3月未満	59	89	69	65	65	61	57
	3月以上6月未満	59	89	70	66	66	62	57
	6月以上9月未満	60	89	71	67	67	63	57
	9月以上12月未満	60	89	72	68	68	64	57
	12月以上	61	89	73	69	69	65	57
21	3月未満		89	73	69	69	65	
	3月以上6月未満		89	74	70	70	66	
	6月以上9月未満		89	75	71	71	67	
	9月以上12月未満		89	76	72	72	68	
	12月以上		89	77	73	73	69	

		(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)	(7級)
22	3月未滿		89	77	73	73	69	
	3月以上6月未滿		89	78	74	74	70	
	6月以上9月未滿		89	79	75	75	71	
	9月以上12月未滿		89	80	76	76	72	
	12月以上		89	81	77	77	73	
23	3月未滿			81	77	77	73	
	3月以上6月未滿			82	78	78	74	
	6月以上9月未滿			83	79	79	75	
	9月以上12月未滿			84	80	80	76	
	12月以上			85	81	81	77	
24	3月未滿			85	81	81	77	
	3月以上6月未滿			86	82	82	77	
	6月以上9月未滿			87	83	83	77	
	9月以上12月未滿			88	84	84	77	
	12月以上			89	85	85	77	
25	3月未滿			89	85	85		
	3月以上6月未滿			90	86	86		
	6月以上9月未滿			91	87	87		
	9月以上12月未滿			92	88	88		
	12月以上			93	89	89		
26	3月未滿			93	89	89		
	3月以上6月未滿			94	90	90		
	6月以上9月未滿			95	91	91		
	9月以上12月未滿			96	92	92		
	12月以上			97	93	93		
27	3月未滿			97	93	93		
	3月以上6月未滿			98	94	94		
	6月以上9月未滿			99	95	95		
	9月以上12月未滿			100	96	96		
	12月以上			101	97	97		
28	3月未滿			101	97	97		
	3月以上6月未滿			101	98	97		
	6月以上9月未滿			101	99	97		
	9月以上12月未滿			101	100	97		
	12月以上			101	101	97		
29	3月未滿			101	101			
	3月以上6月未滿			101	102			
	6月以上9月未滿			101	103			
	9月以上12月未滿			101	104			
	12月以上			101	105			
30	3月未滿				105			
	3月以上6月未滿				106			
	6月以上9月未滿				107			
	9月以上12月未滿				108			
	12月以上				109			
31	3月未滿				109			
	3月以上6月未滿				110			
	6月以上9月未滿				111			
	9月以上12月未滿				112			
	12月以上				113			
32	3月未滿				113			
	3月以上6月未滿				113			
	6月以上9月未滿				113			
	9月以上12月未滿				113			
	12月以上				113			

イ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

(7) 医療職給料表 (1)

旧号給	旧 級	1級	2級	3級	4級
	経過期間				
1	3月未満		1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1
	12月以上		1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	4	1	1
	12月以上	9	5	1	1
4	3月未満	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	6	1	1
	6月以上9月未満	11	7	1	1
	9月以上12月未満	12	8	1	1
	12月以上	13	9	1	1
5	3月未満	13	9	1	1
	3月以上6月未満	14	10	2	1
	6月以上9月未満	15	11	3	1
	9月以上12月未満	16	12	4	1
	12月以上	17	13	5	1
6	3月未満	17	13	5	1
	3月以上6月未満	18	14	6	1
	6月以上9月未満	19	15	7	1
	9月以上12月未満	20	16	8	1
	12月以上	21	17	9	1
7	3月未満	21	17	9	1
	3月以上6月未満	22	18	10	2
	6月以上9月未満	23	19	11	3
	9月以上12月未満	24	20	12	4
	12月以上	25	21	13	5
8	3月未満	25	21	13	5
	3月以上6月未満	26	22	14	6
	6月以上9月未満	27	23	15	7
	9月以上12月未満	28	24	16	8
	12月以上	29	25	17	9
9	3月未満	29	25	17	9
	3月以上6月未満	30	26	18	10
	6月以上9月未満	31	27	19	11
	9月以上12月未満	32	28	20	12
	12月以上	33	29	21	13
10	3月未満	33	29	21	13
	3月以上6月未満	34	30	22	14
	6月以上9月未満	35	31	23	15
	9月以上12月未満	36	32	24	16
	12月以上	37	33	25	17

		(1級)	(2級)	(3級)	(4級)
11	3月未滿	37	33	25	17
	3月以上6月未滿	38	34	26	18
	6月以上9月未滿	39	35	27	19
	9月以上12月未滿	40	36	28	20
	12月以上	41	37	29	21
12	3月未滿	41	37	29	21
	3月以上6月未滿	42	38	30	22
	6月以上9月未滿	43	39	31	23
	9月以上12月未滿	44	40	32	24
	12月以上	45	41	33	25
13	3月未滿	45	41	33	25
	3月以上6月未滿	46	42	34	26
	6月以上9月未滿	47	43	35	27
	9月以上12月未滿	48	44	36	28
	12月以上	49	45	37	29
14	3月未滿	49	45	37	29
	3月以上6月未滿	50	46	38	30
	6月以上9月未滿	51	47	39	31
	9月以上12月未滿	52	48	40	32
	12月以上	53	49	41	33
15	3月未滿	53	49	41	33
	3月以上6月未滿	54	50	42	34
	6月以上9月未滿	55	51	43	35
	9月以上12月未滿	56	52	44	36
	12月以上	57	53	45	37
16	3月未滿	57	53	45	37
	3月以上6月未滿	58	54	46	38
	6月以上9月未滿	59	55	47	39
	9月以上12月未滿	60	56	48	40
	12月以上	61	57	49	41
17	3月未滿	61	57	49	41
	3月以上6月未滿	62	58	50	42
	6月以上9月未滿	63	59	51	43
	9月以上12月未滿	64	60	52	44
	12月以上	65	61	53	45
18	3月未滿	65	61	53	45
	3月以上6月未滿	65	62	54	46
	6月以上9月未滿	65	63	55	47
	9月以上12月未滿	65	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
19	3月未滿		65	57	49
	3月以上6月未滿		66	58	50
	6月以上9月未滿		67	59	51
	9月以上12月未滿		68	60	52
	12月以上		69	61	53
20	3月未滿		69	61	53
	3月以上6月未滿		70	62	54
	6月以上9月未滿		71	63	55
	9月以上12月未滿		72	64	56
	12月以上		73	65	57
21	3月未滿		73	65	
	3月以上6月未滿		74	66	
	6月以上9月未滿		75	67	
	9月以上12月未滿		76	68	
	12月以上		77	69	

		(1級)	(2級)	(3級)	(4級)
22	3月未滿		77	69	
	3月以上6月未滿		78	70	
	6月以上9月未滿		79	71	
	9月以上12月未滿		80	72	
	12月以上		81	73	
23	3月未滿		81	73	
	3月以上6月未滿		82	74	
	6月以上9月未滿		83	75	
	9月以上12月未滿		84	76	
	12月以上		85	77	
24	3月未滿		85	77	
	3月以上6月未滿		86	78	
	6月以上9月未滿		87	79	
	9月以上12月未滿		88	80	
	12月以上		89	81	
25	3月未滿		89	81	
	3月以上6月未滿		90	82	
	6月以上9月未滿		91	83	
	9月以上12月未滿		92	84	
	12月以上		93	85	
26	3月未滿		93	85	
	3月以上6月未滿		94	86	
	6月以上9月未滿		95	87	
	9月以上12月未滿		96	88	
	12月以上		97	89	
27	3月未滿		97	89	
	3月以上6月未滿		97	90	
	6月以上9月未滿		97	91	
	9月以上12月未滿		97	92	
	12月以上		97	93	
28	3月未滿			93	
	3月以上6月未滿			94	
	6月以上9月未滿			95	
	9月以上12月未滿			96	
	12月以上			97	
29	3月未滿			97	
	3月以上6月未滿			98	
	6月以上9月未滿			99	
	9月以上12月未滿			100	
	12月以上			101	
30	3月未滿			101	
	3月以上6月未滿			102	
	6月以上9月未滿			103	
	9月以上12月未滿			104	
	12月以上			105	
31	3月未滿			105	
	3月以上6月未滿			106	
	6月以上9月未滿			107	
	9月以上12月未滿			108	
	12月以上			109	

(1) 医療職給料表 (2)

旧号給	旧 級	1級	2級	3級	4級
	経過期間				
1	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
2	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
3	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	1	1
	6月以上9月未満	11	11	1	1
	9月以上12月未満	12	12	1	1
	12月以上	13	13	1	1
4	3月未満	13	13	1	1
	3月以上6月未満	14	14	2	1
	6月以上9月未満	15	15	3	1
	9月以上12月未満	16	16	4	1
	12月以上	17	17	5	1
5	3月未満	17	17	5	1
	3月以上6月未満	18	18	6	2
	6月以上9月未満	19	19	7	3
	9月以上12月未満	20	20	8	4
	12月以上	21	21	9	5
6	3月未満	21	21	9	5
	3月以上6月未満	22	22	10	6
	6月以上9月未満	23	23	11	7
	9月以上12月未満	24	24	12	8
	12月以上	25	25	13	9
7	3月未満	25	25	13	9
	3月以上6月未満	26	26	14	10
	6月以上9月未満	27	27	15	11
	9月以上12月未満	28	28	16	12
	12月以上	29	29	17	13
8	3月未満	29	29	17	13
	3月以上6月未満	30	30	18	14
	6月以上9月未満	31	31	19	15
	9月以上12月未満	32	32	20	16
	12月以上	33	33	21	17
9	3月未満	33	33	21	17
	3月以上6月未満	34	34	22	18
	6月以上9月未満	35	35	23	19
	9月以上12月未満	36	36	24	20
	12月以上	37	37	25	21
10	3月未満	37	37	25	21
	3月以上6月未満	38	38	26	22
	6月以上9月未満	39	39	27	23
	9月以上12月未満	40	40	28	24
	12月以上	41	41	29	25

		(1級)	(2級)	(3級)	(4級)
11	3月未滿	41	41	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	32	28
	12月以上	45	45	33	29
12	3月未滿	45	45	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	36	32
	12月以上	49	49	37	33
13	3月未滿	49	49	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	40	36
	12月以上	53	53	41	37
14	3月未滿	53	53	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	44	40
	12月以上	57	57	45	41
15	3月未滿	57	57	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	48	44
	12月以上	61	61	49	45
16	3月未滿	61	61	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	52	48
	12月以上	65	65	53	49
17	3月未滿	65	65	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	56	52
	12月以上	69	69	57	53
18	3月未滿	69	69	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	60	56
	12月以上	73	73	61	57
19	3月未滿	73	73	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	64	60
	12月以上	77	77	65	61
20	3月未滿	77	77	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	68	64
	12月以上	81	81	69	65
21	3月未滿	81	81	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	72	68
	12月以上	85	85	73	69

		(1級)	(2級)	(3級)	(4級)
22	3月未滿	85	85	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	69
	12月以上	89	89	77	69
23	3月未滿	89	89	77	
	3月以上6月未滿	90	90	78	
	6月以上9月未滿	91	91	79	
	9月以上12月未滿	92	92	80	
	12月以上	93	93	81	
24	3月未滿	93	93	81	
	3月以上6月未滿	94	94	82	
	6月以上9月未滿	95	95	83	
	9月以上12月未滿	96	96	84	
	12月以上	97	97	85	
25	3月未滿	97	97	85	
	3月以上6月未滿	97	98	86	
	6月以上9月未滿	97	99	87	
	9月以上12月未滿	97	100	88	
	12月以上	97	101	89	
26	3月未滿		101	89	
	3月以上6月未滿		102	90	
	6月以上9月未滿		103	91	
	9月以上12月未滿		104	92	
	12月以上		105	93	
27	3月未滿		105	93	
	3月以上6月未滿		106	94	
	6月以上9月未滿		107	95	
	9月以上12月未滿		108	96	
	12月以上		109	97	
28	3月未滿		109	97	
	3月以上6月未滿		109	98	
	6月以上9月未滿		109	99	
	9月以上12月未滿		109	100	
	12月以上		109	101	
29	3月未滿			101	
	3月以上6月未滿			102	
	6月以上9月未滿			103	
	9月以上12月未滿			104	
	12月以上			105	

(ウ) 医療職給料表 (3)

旧号給	経過期間	旧 級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1	1
2	3月未満	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1	1	1
	12月以上	9	9	1	1	1	1
3	3月未満	9	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	1	1	1	1
	12月以上	13	13	1	1	1	1
4	3月未満	13	13	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	2	1	1	1
	6月以上9月未満	15	15	3	1	1	1
	9月以上12月未満	16	16	4	1	1	1
	12月以上	17	17	5	1	1	1
5	3月未満	17	17	5	1	1	1
	3月以上6月未満	18	18	6	2	2	1
	6月以上9月未満	19	19	7	3	3	1
	9月以上12月未満	20	20	8	4	4	1
	12月以上	21	21	9	5	5	1
6	3月未満	21	21	9	5	5	1
	3月以上6月未満	22	22	10	6	6	2
	6月以上9月未満	23	23	11	7	7	3
	9月以上12月未満	24	24	12	8	8	4
	12月以上	25	25	13	9	9	5
7	3月未満	25	25	13	9	9	5
	3月以上6月未満	26	26	14	10	10	6
	6月以上9月未満	27	27	15	11	11	7
	9月以上12月未満	28	28	16	12	12	8
	12月以上	29	29	17	13	13	9
8	3月未満	29	29	17	13	13	9
	3月以上6月未満	30	30	18	14	14	10
	6月以上9月未満	31	31	19	15	15	11
	9月以上12月未満	32	32	20	16	16	12
	12月以上	33	33	21	17	17	13
9	3月未満	33	33	21	17	17	13
	3月以上6月未満	34	34	22	18	18	14
	6月以上9月未満	35	35	23	19	19	15
	9月以上12月未満	36	36	24	20	20	16
	12月以上	37	37	25	21	21	17
10	3月未満	37	37	25	21	21	17
	3月以上6月未満	38	38	26	22	22	18
	6月以上9月未満	39	39	27	23	23	19
	9月以上12月未満	40	40	28	24	24	20
	12月以上	41	41	29	25	25	21

		(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)
11	3月未満	41	41	29	25	25	21
	3月以上6月未満	42	42	30	26	26	22
	6月以上9月未満	43	43	31	27	27	23
	9月以上12月未満	44	44	32	28	28	24
	12月以上	45	45	33	29	29	25
12	3月未満	45	45	33	29	29	25
	3月以上6月未満	46	46	34	30	30	26
	6月以上9月未満	47	47	35	31	31	27
	9月以上12月未満	48	48	36	32	32	28
	12月以上	49	49	37	33	33	29
13	3月未満	49	49	37	33	33	29
	3月以上6月未満	50	50	38	34	34	30
	6月以上9月未満	51	51	39	35	35	31
	9月以上12月未満	52	52	40	36	36	32
	12月以上	53	53	41	37	37	33
14	3月未満	53	53	41	37	37	33
	3月以上6月未満	54	54	42	38	38	34
	6月以上9月未満	55	55	43	39	39	35
	9月以上12月未満	56	56	44	40	40	36
	12月以上	57	57	45	41	41	37
15	3月未満	57	57	45	41	41	37
	3月以上6月未満	58	58	46	42	42	38
	6月以上9月未満	59	59	47	43	43	39
	9月以上12月未満	60	60	48	44	44	40
	12月以上	61	61	49	45	45	41
16	3月未満	61	61	49	45	45	41
	3月以上6月未満	62	62	50	46	46	42
	6月以上9月未満	63	63	51	47	47	43
	9月以上12月未満	64	64	52	48	48	44
	12月以上	65	65	53	49	49	45
17	3月未満	65	65	53	49	49	45
	3月以上6月未満	66	66	54	50	50	46
	6月以上9月未満	67	67	55	51	51	47
	9月以上12月未満	68	68	56	52	52	48
	12月以上	69	69	57	53	53	49
18	3月未満	69	69	57	53	53	49
	3月以上6月未満	70	70	58	54	54	50
	6月以上9月未満	71	71	59	55	55	51
	9月以上12月未満	72	72	60	56	56	52
	12月以上	73	73	61	57	57	53
19	3月未満	73	73	61	57	57	53
	3月以上6月未満	74	74	62	58	58	53
	6月以上9月未満	75	75	63	59	59	53
	9月以上12月未満	76	76	64	60	60	53
	12月以上	77	77	65	61	61	53
20	3月未満	77	77	65	61	61	
	3月以上6月未満	78	78	66	62	62	
	6月以上9月未満	79	79	67	63	63	
	9月以上12月未満	80	80	68	64	64	
	12月以上	81	81	69	65	65	
21	3月未満	81	81	69	65	65	
	3月以上6月未満	82	82	70	66	66	
	6月以上9月未満	83	83	71	67	67	
	9月以上12月未満	84	84	72	68	68	
	12月以上	85	85	73	69	69	

		(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)
22	3月未満	85	85	73	69	69	
	3月以上6月未満	85	86	74	70	70	
	6月以上9月未満	85	87	75	71	71	
	9月以上12月未満	85	88	76	72	72	
	12月以上	85	89	77	73	73	
23	3月未満		89	77	73		
	3月以上6月未満		90	78	74		
	6月以上9月未満		91	79	75		
	9月以上12月未満		92	80	76		
	12月以上		93	81	77		
24	3月未満		93	81	77		
	3月以上6月未満		94	82	78		
	6月以上9月未満		95	83	79		
	9月以上12月未満		96	84	80		
	12月以上		97	85	81		
25	3月未満		97	85	81		
	3月以上6月未満		97	86	82		
	6月以上9月未満		97	87	83		
	9月以上12月未満		97	88	84		
	12月以上		97	89	85		
26	3月未満			89	85		
	3月以上6月未満			90	86		
	6月以上9月未満			91	87		
	9月以上12月未満			92	88		
	12月以上			93	89		
27	3月未満			93	89		
	3月以上6月未満			94	89		
	6月以上9月未満			95	89		
	9月以上12月未満			96	89		
	12月以上			97	89		
28	3月未満			97			
	3月以上6月未満			98			
	6月以上9月未満			99			
	9月以上12月未満			100			
	12月以上			101			
29	3月未満			101			
	3月以上6月未満			102			
	6月以上9月未満			103			
	9月以上12月未満			104			
	12月以上			105			
30	3月未満			105			
	3月以上6月未満			106			
	6月以上9月未満			107			
	9月以上12月未満			108			
	12月以上			109			
31	3月未満			109			
	3月以上6月未満			110			
	6月以上9月未満			111			
	9月以上12月未満			112			
	12月以上			113			
32	3月未満			113			
	3月以上6月未満			114			
	6月以上9月未満			115			
	9月以上12月未満			116			
	12月以上			117			

		(1級)	(2級)	(3級)	(4級)	(5級)	(6級)
33	3月未満			117			
	3月以上6月未満			118			
	6月以上9月未満			119			
	9月以上12月未満			120			
	12月以上			121			
34	3月未満			121			
	3月以上6月未満			122			
	6月以上9月未満			123			
	9月以上12月未満			124			
	12月以上			125			
35	3月未満			125			
	3月以上6月未満			126			
	6月以上9月未満			127			
	9月以上12月未満			128			
	12月以上			129			